

運営会議の概要

1 目的

令和4年度までは、医療懇談会(被保険者等の意見を聴く場)を設置し、被保険者等の意見を施策に反映することで円滑な運営に努めてきたが、広域連合が直面する諸課題に適切かつ円滑に対応するためには、さらに多様な意見を踏まえた取組が求められる。

このことから、公募委員を加え、さらに多様な意見を聴く場とするとともに、必要な取組を提言する附属機関として「東京都後期高齢者医療広域連合運営会議」を令和5年度に設置した。

2 所掌事務

運営会議は、次の事項について審議し、広域連合長に提言することができることとする。

- (1) 広域連合が策定する計画に関する事。
- (2) 後期高齢者医療の保険料に関する事。
- (3) 高齢者保健事業その他後期高齢者医療に係る事務・事業に関する事。
- (4) その他広域連合の運営に関し、広域連合長が必要と認める事項

3 組織

運営会議は、次の区分から広域連合長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 後期高齢者医療の被保険者等を代表する者
- (2) 保険医その他の医療関係者を代表する者
- (3) 学識経験者
- (4) 医療保険者を代表する者
- (5) 委員の公募に応募した者

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長、副会長

会長は、委員の互選により選出し、副会長は、会長が指名する。会長・副会長の任期は、委員の任期による。

6 会議の運営等に関する事項

- (1) 会議の議長は、会長をもって充てる。
- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。